

1 港区学校教育における食育推進委員会

(1) 港区学校教育における食育推進委員会設置要綱

平成 29 年 10 月 5 日

29 港教学第 4446 号

(設置)

第 1 条 食育推進に必要な成長・体力、生活習慣、食生活、食文化の各視点を踏まえ、港区学校教育における食育の推進に関する指針等を検討するため、港区学校教育における食育推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 港区学校教育における食育推進の指針に関すること。
- (2) 港区立小・中学校児童生徒の食育推進に必要な成長・体力、生活習慣等の課題の解決に関すること。
- (3) 各学校で実施する食育推進の目標・行動計画に関すること。
- (4) 食育推進の進捗評価の項目設定と評価方法に関すること。
- (5) その他委員長が必要と認めたこと。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる区分により、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 5 人
- (2) 港区立小学校長会 1 人
- (3) 港区立中学校長会 1 人
- (4) 教育委員会事務局学校教育部部長
- (5) 教育委員会事務局学校教育部学務課長
- (6) 教育委員会事務局学校教育部教育指導課長

2 委員会は、前項に掲げる委員のほかに、必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者の委員のうちから委員の互選により選出し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の審議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年10月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 港区学校教育における食育推進委員会委員名簿

◎：委員長

氏名	所属等
◎ 柴田 重信	早稲田大学 先進理工学部電気・情報生命工学科 教授
小林 正子	女子栄養大学 発育健康学研究室 教授
宮下 政司 ※任期：平成30年12月28日まで	早稲田大学スポーツ科学学術院 准教授
赤松 利恵	お茶の水女子大学 基幹研究院自然科学系 教授
四條 隆彦	一般財団法人日本和食協会 理事長 四條中納言山蔭嫡流 第四十一代当主
齋藤 幸之介	芝小学校 校長
熊木 崇	港陽中学校 校長
堀 二三雄	教育委員会事務局学校教育部長
山本 隆司	教育委員会事務局学校教育部学務課長
松田 芳明	教育委員会事務局学校教育部教育指導課長

※事務局：教育委員会事務局学校教育部学務課保健給食係 中林・勢能